

日本古代の墓誌の調査

飛鳥資料館

飛鳥資料館では52年度特別展示として「日本古代の墓誌」展を行い、現存する古代の全墓誌15件を展示した。それに伴う調査成果は図録『日本古代の墓誌』として既に刊行したが、ここではそれを補足する意味で船王後墓誌の記載に関する問題点をまとめておく。

船王後墓誌は、現存する墓誌中最も古い戊辰年（668，天智7）の年紀をもつ例として名高いが、その記載には(1)「天皇」の語や船氏一族の人名に闕字の礼をとっていること、(2)推古朝の冠位を「官位」（官職の等級）と呼んでいること、(3)個有名詞を表記した字音仮名中に『日本書紀』のみで用いられている沛（へ）、娑（サ）があることなど、二、三の新しい要素が認められる。(1)については既に指摘されているが、実年代に疑問のある小野毛人墓誌を除くと、7世紀の遺文では文章・形式の整った長谷寺法華説相図銘などでも闕字はみられない。(2)の点は前記図録解説で述べた。墓誌の文に「勅賜官位大仁、品為第三」とあるのは、撰文者が「官位」の語を後の令制の位階（官位）と同様にみていたことを示している。これに関連して叙位の理由が「才の異なり仕えて功勳有」ったためとされているのも、選叙令の「高行異才」の人物には特別の叙位を認めるとする規定と趣旨・字句に共通性があり、注意されよう。(3)の点は一般に金石文資料の仮名が常用仮名の範囲を出ない中であって一特徴をなしている。書紀の仮名は巻々で特徴があるものの、古い用字を残す朝鮮資料によった部分を除けば字面を重視した多画の字や唐代北方音に基づく字を含み、書紀編纂段階での修飾と考えられるものが少なくない。墓誌の仮名が書紀にしかみられない用字と共通点をもつことは、理・故などの技巧的な仮名を使用している点と共に、墓誌の文字感覚の新しさを示すといつてよい。

問題はこれらの特色をどう考えるかであるが、図録解説ではこの墓誌の製作年代が8世紀初頭まで降る可能性を提示した。もっともこの墓誌が大化前代以来文筆をもって仕えた船氏一族に関係するものであることを考慮すれば、別の解釈も不可能ではない。周知の通り、この一族からは天皇記・国記の編纂に当たった船史恵積や、唐朝留学後、大宝律令の制定に参画した白猪

史宝然が出ており、書紀編纂の実務にも船氏が関与していたと推定されている。上記(1)～(3)は船氏一族のもつ先進的知識の現われと解することもできるであろう。ただ書紀の仮名はその特殊性から書紀の最終的な筆録と密接に関係するとみられ、この意味で墓誌の製作を7世紀末～8世紀初め頃とみた方が前記(3)の事実は理解しやすい。今後ともこの墓誌については追納の可能性も含め、諸方面からの検討が必要であろう。（東野 治之）

船王後墓誌(部分)